

北海道自転車条例

知っていますか？

北海道では、自転車利用者・歩行者の安全確保を図りながら、自転車の持つメリットを生かし、環境負荷の低減や災害時の交通機能の維持、さらには道民の皆さんの健康増進などを目として「北海道自転車条例」(平成30年4月1日)が施行されました。

条例では、自転車の安全な利用のため、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入について規定しています。

【ヘルメットの着用】

- 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。
- 事業者の方は従業員等へのヘルメット着用を推奨しましょう。

自転車利用者の努力義務です！

【自転車損害賠償保険等への加入】

- 万が一の事故に備え自転車損害賠償保険等に加入しましょう。
- 自転車貸付業者等は、自転車へ保険等への加入が義務化されています。



夜間、小学生男児が帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は意識が戻らない状態。

損害賠償額 9,521万円



もし自転車事故の加害者になってしまったら
1億円が必要に！？

自転車損害賠償保険への加入は

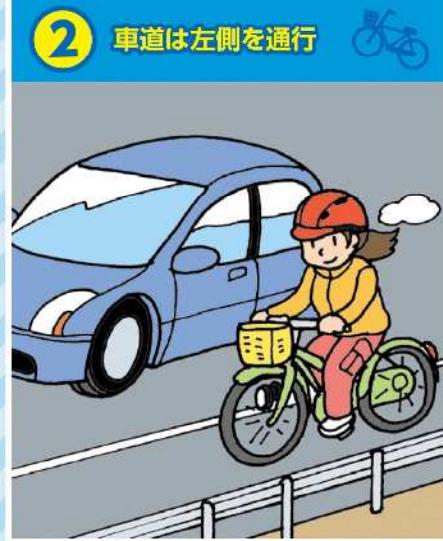
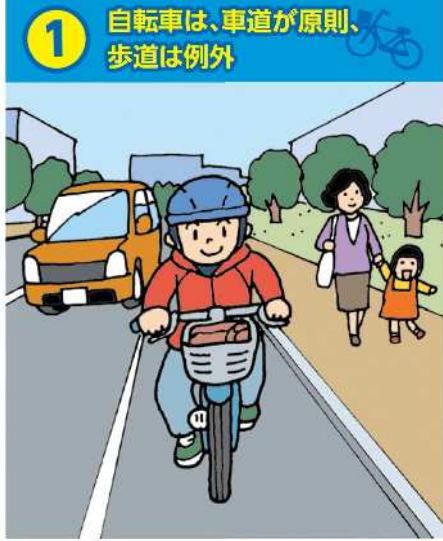
インターネット・コンビニエンスストアでも簡単に手続きできます。また、自動車保険等の特約にもあります。



詳しくは
北海道庁HPへ



自転車安全 利用五則



4 安全ルールを守る		
傘さし運転 道路交通法 第71条第6号 施行細則 第12条第5号 女性 5万円以下の罰金	飲酒運転 道路交通法 第65条第1項 女性 (酒酔い運転) 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	二人乗り 道路交通法 第57条第2項 施行細則 第10条第1項第1号 女性 2万円以下の罰金又は科料
並進 道路交通法 第19条 女性 2万円以下の罰金又は科料	無灯火 道路交通法 第52条第1項 施行細則 第9条の2第1項第1号 女性 5万円以下の罰金	携帯電話 道路交通法 第71条第6号 施行細則 第12条第6号 女性 5万円以下の罰金
歩行者の通行妨害 道路交通法 第63条の4第2項 女性 2万円以下の罰金又は科料	しゃ断踏切立入り 道路交通法 第33条第2項 女性 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	ヘッドホン(大音量) ※音量に関わらず、安全運転の義務に違反する可能性があります 道路交通法 第71条第6号 施行細則 第12条第7号 女性 5万円以下の罰金



※施行細則～道路交通法施行細則

お問い合わせ

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
TEL:011-204-5219

詳しくは、北海道のHPを!

北海道自転車条例 自転車損害賠償保険

検索



環境に○観光に○健康に○



北海道

もっと、自転車北海道。